

## 旅行業登録制度・主な手続きについて (大阪府)

- 登録申請・相談で来庁される際は、必ず事前に電話予約してください。
- 登録申請の際は、会社代表者（旅行業担当の取締役等）と旅行業務取扱管理者または旅行サービス手配業務取扱管理者が来庁してください。
- 登録申請の際は、提出書類の控えを必ず残してください。

### 【担当】

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 観光振興グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16（大阪府咲洲庁舎37階）

TEL：06-6210-9313 FAX：06-6210-9316

申請受付時間 9:30～17:00（12:15～13:00 除く）

[土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く]

旅行業登録申請関係の様式は大阪府ホームページからダウンロードできます

大阪府トップページ上部の検索欄に「旅行業」と入力し検索

→「大阪府ピピッとネット > 旅行業登録関係」をクリック

→「旅行業登録関係」の「申請案内のリンク」から該当する手続きを選択

# 目 次

## I 旅行業登録制度について

1. 旅行業登録制度 (P 2)
2. 登録要件 (P 3)
3. 登録の拒否 (P 4)

## II 主な手続きについて

### 旅行業 (第2種、第3種、地域限定)

1. 新規登録の申請 (P 5)
2. 更新登録の申請 (P 6)
3. 変更登録の申請 (P 6)
4. 旅行業務に関する取引額の報告 (P 7)
5. 登録事項の変更の届出 (P 7)

### 旅行業者代理業及び旅行サービス手配業

1. 新規登録の申請 (P 9)
2. 登録事項の変更の届出 (P 9)

## III 参考

1. 登録申請に係る手数料 (P 10)
2. 営業保証金の額 (P 11)

その他の手続きについては、大阪府ホームページをご確認ください

大阪府トップページ上部の検索欄に「旅行業」と入力し検索  
→「大阪府ピピっとネット > 旅行業登録関係」をクリック  
→「旅行業登録関係」の「申請案内のリンク」から該当する手続きを選択

<その他の手続き>

- ・事故発生時の報告
- ・標準旅行業約款以外の旅行業約款の認可申請及び変更の認可申請
- ・事業廃止、譲渡等の届出、営業保証金についての権利の承継の届出
- ・営業保証金の取戻し
- ・登録事項の証明の願出

## I 旅行業登録制度について

### 1. 旅行業登録制度

旅行業（報酬を得て、旅行者（消費者）のために、運送・宿泊のサービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、又は取次ぎをする行為等を行う事業）を営もうとするときは、旅行業法に基づき旅行業（第1種、第2種又は第3種又は地域限定）もしくは旅行業者代理業の登録が必要です。

また、旅行サービス手配業（報酬を得て、旅行業を営む者のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為等を行う事業）を営もうとするときは、旅行業法に基づき旅行サービス手配業の登録が必要です。

第1種旅行業については観光庁長官、第2種、第3種、地域限定旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業については、旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があります。

#### （旅行業・旅行業者代理業の取扱業務範囲）

		募集型企画旅行契約		受注型 企画旅行契約	手配旅行契約	他社募集型 企画旅行代売
		海外	国内			
旅行業	第1種旅行業	○	○	○	○	○
	第2種旅行業	×	○	○	○	○
	第3種旅行業	×	△ (注1)	○	○	○
	地域限定旅行業	×	△ (注1)	△ (注1)	△ (注1)	○

旅行業者代理業	所属旅行業者から委託された業務のみ
---------	-------------------

(注1) 地域企画旅行及び手配旅行の催行区域が、当該事業者の一の営業所が設置されている市町村及びこれに隣接する市町村の区域内であること。

(注2) 営業所ごとに取扱業務範囲に応じた旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者の選任が必要です。(P3参照)

(注3) 「募集型企画旅行」…あらかじめ旅行の計画を作成し、参加者を募るもの。(いわゆるバックツアー)  
「受注型企画旅行」…旅行者からの依頼により、旅行の計画を作成するもの。(オーダーメイドのツアー)

#### （旅行サービス手配業の取扱業務）

旅行サービス手配業	旅行業を営む者のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為等を行う事業
-----------	---

(注1) 旅行業者は、旅行サービス手配業の登録を受けなくても、旅行サービス手配業を行うことができます。(旅行業法第34条)

(注2) 旅行サービス手配業のうち、海外における運送等サービス又は運送等関連サービスの代理契約・媒介・取次、国内における運送等関連サービスの代理契約・媒介・取次（ただし、通訳ガイド・免税店の手配を除く。）については、規制対象となる行為から除外されます。(旅行業法施行規則第1条)

(注3) 「運送等サービス」…貸切バスやホテル・旅館等、運送又は宿泊のサービス  
「運送等関連サービス」…通訳ガイド・土産物店・レストラン・劇場等、運送及び宿泊以外の旅行に関するサービス

## 2. 登録要件

### (1) 定款及び法人登記簿の目的欄について

法人で申請する場合は定款及び法人登記簿ともに目的欄を次のとおりにしなければなりません。

旅 行 業・・・「旅行業」又は「旅行業法に基づく旅行業」

旅行業者代理業・・・「旅行業者代理業」又は「旅行業法に基づく旅行業者代理業」

旅行サービス手配業・・・「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」

### (2) 基準資産額について

旅行業の場合、財産的基礎として、基準資産額が第2種の場合は700万円以上、第3種の場合は300万円以上、地域限定の場合は100万円以上であることが必要です。(旅行業者代理業及び旅行サービス手配業にはこの要件はありません。)

なお、基準資産額が不足するため増資した時は、増資後の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、債務免除等を受けた時はその旨を記した「公正証書」の提出が必要です(「確定日付」など、「公正証書」以外のものは不可)。

#### (基準資産額の算出方法について)

基準資産額	=	資産総額	-	繰延資産(創業費等)
			-	営業権
			-	負債の総額
			-	営業保証金額 又は 弁済業務保証金分担金額

※法人の場合・・・申請前直近の事業年度における確定決算書(貸借対照表)の金額から算出。

※個人の場合・・・「財産に関する調書」に計上された金額から算出。(資産については預金残高証明書等によりその額を確認できるものに限ります。)

#### (基準資産額、最低営業保証金又は最低弁済業務保証金分担金及び最低設立資本金について)

	基準資産額	区分	最低営業保証金 (供託金)	最低弁済業務 保証金分担金	最低設立資本金
第2種 旅行業	700万円	協会非加入	1,100万円		1,800万円
		保証社員		220万円	920万円
第3種 旅行業	300万円	協会非加入	300万円		600万円
		保証社員		60万円	360万円
地域限定 旅行業	100万円	協会非加入	15万円		115万円
		保証社員		3万円	103万円

※営業保証金の額・・・P11参照

### (3) 旅行業務取扱管理者等の選任

(ア) 営業所ごとに取扱業務範囲に応じた旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者(以下「旅行業務取扱管理者等」という。)を選任すること。(旅行業法第11条の2、第28条)

(イ) 1営業所につき1人以上の旅行業務取扱管理者等(常勤専任で就業のこと。)を選任すること。

- (ウ) 旅行業及び旅行サービス手配業部門従業員数10人以上の営業所においては、2人以上の旅行業務取扱管理者等を選任すること。
- (エ) 地域限定旅行業に限り、営業所が複数ある場合において、当該営業所が近接しており、旅行業務の適切な運営が確保される場合は、1名の旅行業務取扱管理者が複数営業所を兼務することができます。詳しくは、大阪府担当課までお問い合わせください。

資格 業務範囲	総合旅行業務取扱 管理者	国内旅行業務取扱 管理者	地域限定旅行業務 取扱管理者	旅行サービス手配業務 取扱管理者研修課程の 修了者
旅行業・旅行者代理業（国内・海外）	○	×	×	×
旅行業・旅行者代理業（国内）	○	○	×	×
地域限定旅行業	○	○	○	×
旅行サービス手配業（国内・海外）	○	×	×	○
旅行サービス手配業（国内）	○	○	×	○

### 3. 登録の拒否

登録の申請者が次に該当する場合は登録できません。（旅行業法第6条、第26条）

- (1) 旅行業法第19条の規定により旅行業もしくは旅行者代理業の登録を取り消され、又は第37条の規定により旅行サービス手配業の登録を取り消され、その取消の日から5年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る聴聞の期日及び場所の公示の前日60日以内に当該法人の役員であった者で、当該取消の日から5年を経過していないものを含む。）
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない者
- (3) 暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。（8）において同じ。）
- (4) 申請前5年以内に旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者
- (5) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記（1）～（4）又は（7）のいずれかに該当するもの
- (6) 旅行業法第6条第1項第6号において規定する、心身の故障により旅行業、旅行者代理業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの若しくは旅行業法第26条第1項第3号において規定する、心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (7) 法人であって、その役員のうち上記（1）～（4）まで又は（6）のいずれかに該当する者があるもの
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (9) 営業所ごとに旅行業法第11条の2又は第28条の規定による旅行業務取扱管理者又は旅行サービス手配業務取扱管理者を確実に選任すると認められない者
- (10) 旅行業を営もうとする者であって、当該事業を遂行するために必要と認められる旅行業法第4条第1項第3号の業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しないもの
- (11) 旅行者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上であるもの

## II 主な手続きについて

### ■旅行業（第2種、第3種、地域限定）

#### 1. 新規登録の申請

旅行業務に関する主たる営業所を大阪府内におき、旅行業（第2種・第3種・地域限定）を営もうとするときは、大阪府知事の登録を受ける必要があります。（旅行業法第3条、第4条）

※第1種旅行業については、観光庁長官への申請となります。

#### 《旅行業新規登録申請 手続きの流れ》

(1) 大阪府に申請書類を提出（窓口持参）※電話にて要予約

基準資産額が不足するなど登録要件（P3参照）を満たさない場合は登録することができません。

(2) 大阪府から新規登録通知書、登録簿の写しを交付（窓口交付）

審査完了後に大阪府から連絡しますので、受領印をご持参のうえ大阪府担当課までお越しいただきます。登録の有効期間は登録日から起算して5年です。

(3) 営業保証金の供託（法務局）又は弁済業務保証金分担金の納付（旅行業協会）

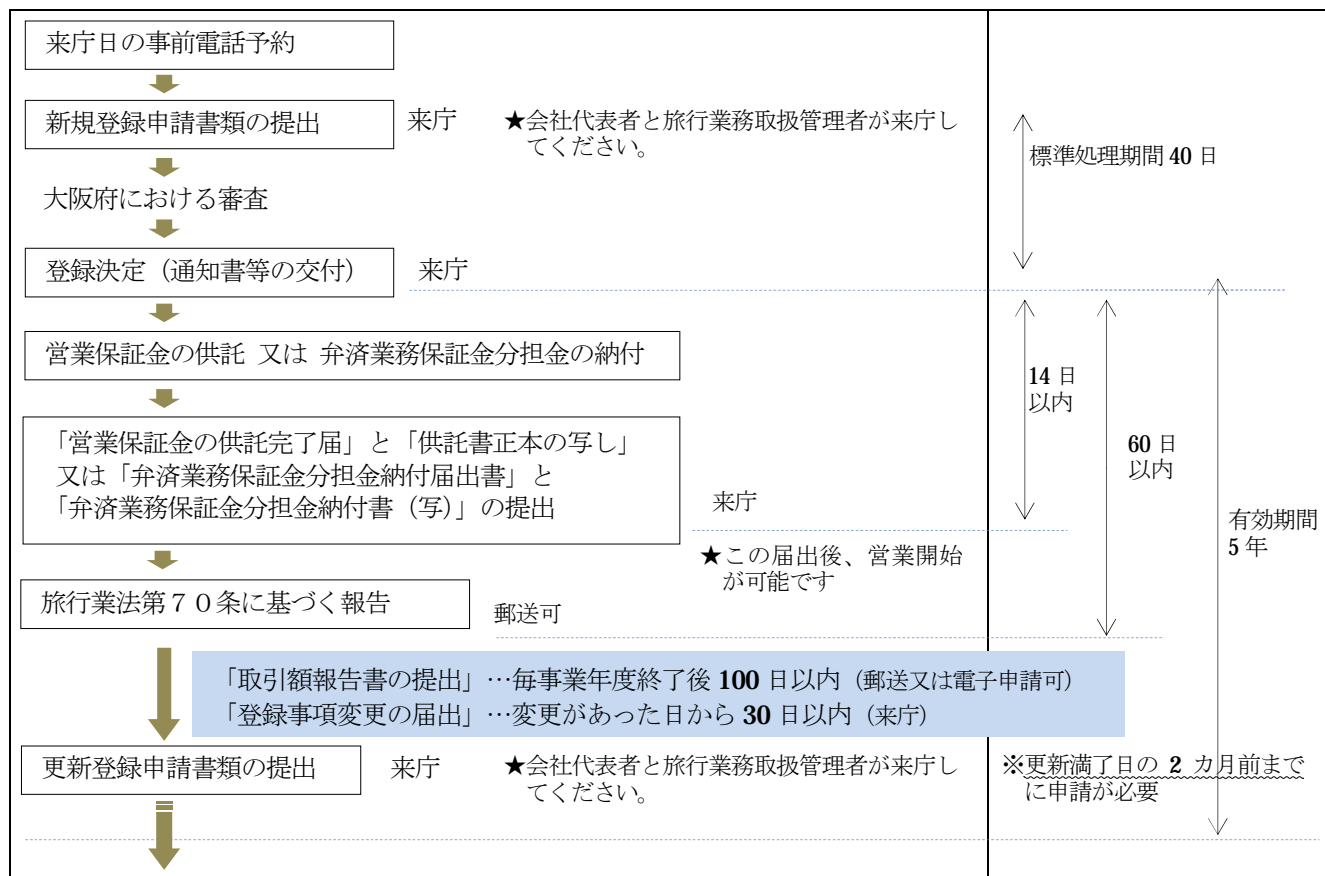
営業保証金の供託先は、主たる営業所の最寄りの供託所です。

(4) 大阪府に「営業保証金供託完了届出書」又は「弁済業務保証金分担金納付届出書」を提出（窓口持参）

新規登録日から14日以内に届出が必要です。この届出を行った後でなければ事業を開始することができません。（旅行業法第7条第1項～第3項、第49第1項）

(5) 大阪府に「旅行業法第70条に基づく報告書」を提出（窓口持参又は郵送）

新規登録日から60日以内に「旅行業法第70条に基づく報告書」により、営業所の付近図、写真等の提出が必要です。



## 2. 更新登録の申請

旅行業の登録の有効期間は、新規登録日（又は更新登録日）から起算して5年です。有効期間満了後も引き続き旅行業を営もうとするときは、有効期間満了の日の2ヶ月前までに大阪府に更新登録の申請が必要です。（旅行業法第6条の3）

### 《更新登録申請 手続きの流れ》

(1) 大阪府に申請書類を提出（窓口持参）※電話にて要予約

基準資産額が不足するなど登録要件（P3参照）を満たさない場合は更新登録することができません。

(2) 大阪府から更新登録通知書、登録簿の写しを郵送

通知書等は主たる営業所あてに郵送します。

## 3. 変更登録の申請（第2種・第3種・地域限定への変更）

大阪府知事登録旅行業者及び旅行業務に関する主たる営業所を大阪府内におく第1種旅行業者は、登録業務範囲を第2種、第3種又は地域限定旅行業に変更しようとするときは、大阪府知事の変更登録を受ける必要があります。（旅行業法第6条の4第1項）

※第1種旅行業への登録業務範囲の変更については、観光庁長官への申請となります。

### 【第3種又は地域限定から第2種への変更】

#### 《手続きの流れ》

(1) 大阪府に申請書類を提出（窓口持参）※電話にて要予約

基準資産額が不足するなど登録要件（P3参照）を満たさない場合は変更登録することができません。

(2) 大阪府から変更登録通知書、登録簿の写しを交付（窓口交付）

審査完了後に大阪府から連絡しますので、受領印をご持参のうえ大阪府担当課までお越しいただきます。登録の有効期間は新規登録日（又は更新登録日）から起算して5年です。（変更登録日からの起算ではありません。）

※第3種又は地域限定から第2種への変更…登録番号の変更なし

(3) 営業保証金の追加供託（法務局）又は弁済業務保証金分担金の追加納付（旅行業協会）

(4) 大阪府に「営業保証金追加供託完了届出書」又は「弁済業務保証金分担金追加納付届出書」を提出（窓口持参）

変更登録日から14日以内に届出が必要です。この届出を行った後でなければ変更後の事業を開始することができません。（旅行業法第9条第5項・第6項、第22条の10第2項）

### 【第2種から第3種又は地域限定への変更、第1種から第2種又は第3種又は地域限定への変更】

#### 《手続きの流れ》

(1) 大阪府に申請書類を提出（窓口持参）※電話にて要予約

基準資産額が不足するなど登録要件（P2参照）を満たさない場合は変更登録することができません。

(2) 大阪府から変更登録通知書、登録簿の写しを交付（窓口交付）

登録完了後大阪府から連絡しますので、受領印をご持参のうえ大阪府担当課までお越しいただきます。

登録の有効期間は新規登録日（又は更新登録日）から起算して 5 年です。（変更登録日からの起算ではありません。）

※第 2 種から第 3 種又は地域限定への変更…登録番号の変更なし

※第 1 種から第 2 種又は第 3 種又は地域限定への変更…登録番号の変更あり

### **(3) 営業保証金又は弁済業務保証金分担金の差額の取戻し**

供託している営業保証金又は弁済業務保証金分担金の額が新たな業務範囲に対応する営業保証金又は弁済業務保証金分担金の額を超えることとなるときは、その超える額を取戻すことができます。（手続き方法については、大阪府ホームページをご参照ください）

## **4. 旅行業務に関する取引額の報告（取引額報告書の提出）**

大阪府知事登録旅行業者は、毎事業年度終了後 100 日以内に、「取引額報告書」により、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額を大阪府に報告する必要があります。（旅行業法第 10 条）

《取引額の増減に伴う手続き》

(1) 前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額により、供託している営業保証金の額又は納付している弁済業務保証金分担金の額が、供託すべき営業保証金の額又は納付すべき弁済業務保証金分担金の額に不足することとなるときは、前事業年度終了の日の翌日から 100 日以内に追加して供託又は納付し、あわせてその旨を大阪府に届出する必要があります。（旅行業法第 9 条第 1 項・第 2 項、第 4 9 条第 2 項）

(2) 前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額により、供託している営業保証金の額が、供託すべき営業保証金の額を超えることとなるときは、その超える額の営業保証金を取戻すことができます。営業保証金の取戻しをしようとするときは、大阪府に「証明書交付申請書」を提出してください。ただし、大阪府に取引額の報告をした日以降、その報告の日の属する事業年度に限ります。なお、官報に営業保証金取戻公告の掲載の必要はありません。（旅行業法第 9 条第 3 項、旅行業者営業保証金規則第 8 条）

※弁済業務保証金分担金に関することは、旅行業協会へお問い合わせください。

## **5. 登録事項の変更の届出（住所変更、営業所の新設・廃止など）**

大阪府知事登録旅行業者（第 2 種・第 3 種・地域限定）及び旅行業者代理業者は、登録事項に変更があったときは、その変更のあった日から 30 日以内に大阪府に届出が必要です。

主たる営業所の所在地の変更が都道府県の区域を異にするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事への届出となります。（旅行業法第 6 条の 4 第 3 項）

なお、旅行業者は、主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が変更になるときは、遅滞なく、営業保証金の保管替え等の手続きを行う必要があります。



**【届出が必要な変更事項】**

(1) 代表者の変更、(2) 名称の変更、(3) 本社所在地の変更、(4) 商号の変更、(5) 営業所の新設（その他営業所の追加）、(6) 主たる営業所の名称変更、(7) その他営業所の名称変更、(8) 主たる営業所の所在地変更、(9) その他営業所の所在地変更、(10) その他営業所の廃止、(11) 代理業者の新設・住所変更・名称変更・営業所新設・営業所の名称変更・営業所の所在地変更・営業所の廃止、(12) 代理業者の廃止

※旅行業務取扱管理者の変更は大阪府担当課まで電話連絡ください。

※旅行者は、主たる営業所を移転したためその最寄りの供託所が変更になるときは、遅滞なく、営業保証金の保管替え等の手続きを行い、その旨を大阪府に届出する必要があります。(旅行業法第18条の2)

**(1) 金銭のみをもって営業保証金を供託している場合**

移転後の主たる営業所の最寄りの供託所へ営業保証金の保管替えを行う必要があります。

**(2) 有価証券のみ又は一部有価証券をもって営業保証金を供託している場合**

新たに同額の営業保証金を移転後の主たる営業所の最寄りの供託所に供託する必要があります。移転後の主たる営業所の最寄りの供託所に供託したときは、移転前の主たる営業所の最寄りの供託所に供託した営業保証金を取戻すことができます。

## ■旅行業者代理業及び旅行サービス手配業

### 1. 新規登録の申請

旅行業者代理業に関する主たる営業所を大阪府内におき、旅行業者代理業を営もうとするときは、大阪府知事の登録を受ける必要があります。(旅行業法第3条、4条)

また、旅行サービス手配業務に関する主たる営業所を大阪府内におき、旅行サービス手配業を営もうとするときも同様に、大阪府知事の登録を受ける必要があります。(旅行業法23条、第24条)

#### 《旅行業者代理業・旅行サービス手配業新規登録申請 手続きの流れ》

##### (1) 大阪府に申請書類を提出(窓口持参) ※電話にて要予約

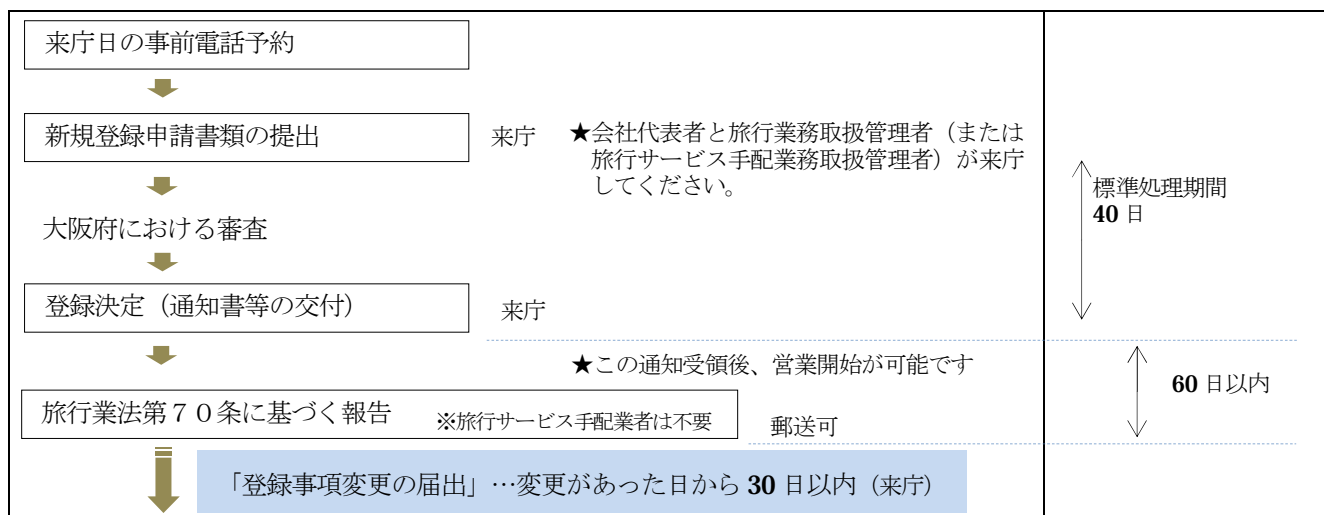
登録要件(P3参照)を満たさない場合は登録することができません。

##### (2) 大阪府から新規登録通知書、登録簿の写しを交付(窓口交付)

登録完了後大阪府から連絡しますので、受領印をご持参のうえ大阪府担当課までお越しいただきます。登録日から事業を開始することができます。

##### (3) 大阪府に「旅行業法第70条に基づく報告書」を提出(窓口持参又は郵送) ※旅行サービス手配業者は不要

新規登録日から60日以内に「旅行業法第70条に基づく報告書」により、営業所の付近図、写真等の提出が必要です。



### 2. 登録事項の変更の届出(住所変更、営業所の新設・廃止など)

登録事項に変更があったときは、その変更のあった日から30日以内に大阪府に届出が必要です。

主たる営業所の所在地の変更が都道府県の区域を異にするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事への届出となります。(旅行業法第6条の4第3項、第27条)

#### 【届出が必要な変更事項】

(1) 代表者の変更、(2) 名称の変更、(3) 本社所在地の変更、(4) 商号の変更、(5) 営業所の新設(その他営業所の追加)、(6) 主たる営業所の名称変更、(7) その他営業所の名称変更、(8) 主たる営業所の所在地変更、(9) その他営業所の所在地変更、(10) その他営業所の廃止、(11) 所属旅行業者の名称変更、(12) 所属旅行業者の所在地変更

※(11)(12)は旅行業者代理業者のみ。

※旅行業務取扱管理者等の変更は大阪府担当課まで電話連絡ください。

### Ⅲ 参考

#### 1. 登録申請に係る手数料

登録申請には手数料が必要です。

(下記以外の諸手続きにかかる手数料は不要です。)

業 種	申請内容	金 額
旅行業 (第2種・第3種・地域限定)	新規登録申請	20,600円
	更新登録申請	17,000円
	変更登録申請 (第2種・第3種・地域限定への変更)	11,000円
	旅行業約款の認可申請及び変更の認可申請	15,000円
旅行業者代理業	新規登録申請	16,000円
旅行サービス手配業	新規登録申請	16,000円

#### 【手数料納付の流れ】

- (1) 申請者は、旅行業登録申請等窓口（咲洲庁舎 37 階）において、申請書類等の内容の確認を受けます。
- (2) 申請者は、手数料納付窓口（咲洲庁舎 1 階）において、申請書を提出し、手数料（現金）の納付を行います。
- (3) 申請者は、手数料納付窓口担当者から、領収レシートと収納情報を印字した申請書を受け取ります。
- (4) 申請者は、旅行業登録申請等窓口（咲洲庁舎 37 階）に、申請書（手数料収納済の印字あり）と申請書類を提出します。
- (5) 申請受付窓口担当者は、納付状況を確認し、申請書類等を受け付けします。

#### 【大阪府証紙の取扱いについて】

売りさばきを受けた証紙で使わなくなったもの（著しく汚損又は毀損されたものを除く）は、2024年3月31日までに証紙返還申請を行っていただければ還付します。詳しくは下記の大阪府ホームページをご確認ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/shousi/index.html>

## 2. 営業保証金の額

前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（第6条の2第1項に掲げる場合にあつては、同条第2項に掲げる額）	営業保証金の額			
	第一種旅行業の登録を受けた者	第二種旅行業の登録を受けた者	第三種旅行業の登録を受けた者	地域限定旅行業の登録を受けた者
400万円未満	7,000万円	1,100万円	300万円	15万円
400万円以上 5,000万円〃	7,000万円	1,100万円	300万円	100万円
5,000万円〃 2億円〃	7,000万円	1,100万円	300万円	300万円
2億円〃 4億円〃	7,000万円	1,100万円	450万円	450万円
4億円〃 7億円〃	7,000万円	1,100万円	750万円	750万円
7億円〃 10億円〃	7,000万円	1,300万円	900万円	900万円
10億円〃 15億円〃	7,000万円	1,400万円	1,000万円	1,000万円
15億円〃 20億円〃	7,000万円	1,500万円	1,100万円	1,100万円
20億円〃 30億円〃	7,000万円	1,600万円	1,200万円	1,200万円
30億円〃 40億円〃	7,000万円	1,800万円	1,300万円	1,300万円
40億円〃 50億円〃	7,000万円	1,900万円	1,400万円	1,400万円
50億円〃 60億円〃	7,000万円	2,300万円	1,600万円	1,600万円
60億円〃 70億円〃	7,000万円	2,700万円	1,900万円	1,900万円
70億円〃 80億円〃	8,000万円	3,000万円	2,200万円	2,200万円
80億円〃 150億円〃	10,000万円	3,800万円	2,700万円	2,700万円
150億円〃 300億円〃	12,000万円	4,600万円	3,200万円	3,200万円
300億円〃 500億円〃	13,000万円	4,800万円	3,400万円	3,400万円
500億円〃 700億円〃	14,000万円	5,300万円	3,800万円	3,800万円
700億円〃 1,000億円〃	15,000万円	5,500万円	4,000万円	4,000万円
1,000億円〃 1,500億円〃	16,000万円	6,000万円	4,300万円	4,300万円
1,500億円〃 2,000億円〃	18,000万円	6,600万円	4,700万円	4,700万円
2,000億円〃 3,000億円〃	20,000万円	7,600万円	5,400万円	5,400万円
3,000億円〃 4,000億円〃	25,000万円	9,200万円	6,600万円	6,600万円
4,000億円〃 5,000億円〃	30,000万円	11,000万円	7,900万円	7,900万円
5,000億円〃 1兆円〃	35,000万円	13,000万円	9,300万円	9,300万円
1兆円〃 2兆円〃	45,000万円	17,000万円	12,000万円	12,000万円
2兆円以上 1兆円につき	10,000万円	3,000万円	2,500万円	2,500万円

※旅行業協会の保証社員の場合、弁済業務保証金分担金納付額は営業保証金額の5分の1の額となります。